

行政経営改革審議項目

第 4 回提案項目

(平成18年 2 月22日現在)

項 目	内 容	提案した回
1 組織機構及び職員定数	(1)行政組織の再編整備（国の助言項目）	第 3 回
	(2)職員定数の適正化（定員適正化計画の策定）（国の助言項目）	第 2 回
2 職員給与	(1)職員給与等の適正化（国の助言項目）	第 3 回
3 職員の意識改革及び能力開発	(1)人材育成基本方針の策定（国の助言項目）	第 3 回
	(2)人事評価制度の導入	第 3 回
4 事務事業の見直し	(1)保育所の適正配置と民営化の推進	第 3 回
	(2)小中学校の適正配置	第 3 回
	(3)公共工事のコスト縮減（国の助言項目）	第 3 回
	(4)生活交通確保体制の整備	
	(5)補助金の見直し（国の助言項目）	第 2 回
	(6)受益者負担の適正化（施設使用料を含む）	第 3 回
	(7)委託料の適正化	
	(8)投票所の投票時間の繰上げ及び投票所の統合	第 2 回
	(9)事務手続（補助金申請等）の簡素化（委員からの提起）	
	(1)財政健全化の推進（国の助言項目） （財政計画、公債費負担適正化計画の策定）	
5 財政健全化及び財源確保	(2)市税等の収納率の向上	第 2 回
	(3)入湯税の統一課税	第 2 回
	(4)未利用財産の活用	
6 行政評価の推進	(1)行政評価システムの構築	
7 民間委託の推進・9 市民との協働	(1)事務事業（施設管理等を除く。）の民間委託（国の助言項目） (5)民間企業（団体を含む）等の活用による効果的な行政運営の推進	
	(2)公の施設の管理運営形態の見直し（国の助言項目） （指定管理者制度の導入）	第 1 回・2 回
8 公社・第三セクター等の見直し	(1)西城市民病院の健全経営 (2)公社・第三セクターの運営の見直し（国の助言項目）	
9 市民との協働	(1)情報公開と情報提供の推進	
	(2)意見聴取機会の拡大 (3)施策決定における市民の参画機会の拡大	
	(4)自治振興区による地域運営及び行政との協働の推進 （国の助言項目）	第 3 回
	(6)まちづくり基本条例(仮称)の制定	第 3 回

行政経営改革審議項目個表

所管課 市民生活課

項 目	4 事務事業の見直し						
内 容	(4)生活交通確保体制の整備						
現状概要	○市内には、民間の路線バスと、地域内完結の生活交通バス等がある。 ○補助金及び委託料（平成16年度実績）<table><tr><td>民間路線バス</td><td>72,459千円</td><td></td></tr><tr><td>生活交通バス</td><td>82,167千円</td><td>計 154,626千円</td></tr></table> - 医療タクシー 3,074千円（庄原） - 患者輸送車 7,100千円（口和・比和） - つなぎ輸送 5,165千円（西城）（自宅付近～バス停まで） - スクールバス 119,615千円（比和を除く地域）	民間路線バス	72,459千円		生活交通バス	82,167千円	計 154,626千円
民間路線バス	72,459千円						
生活交通バス	82,167千円	計 154,626千円					
課題概要	○生活交通バスには、運行形態（毎日と週○日）、料金体系（無料と有料）などに差異がある。 ○運行を維持するために、多額の行政負担を要している。 ○利用者と経費のバランスを考慮するとき、必ずしも効率的な運行となっていない場合がある。 ○児童・生徒や高齢者をはじめ、車を運転できない市民の生活交通手段を確保する必要がある。						
方針(案)	○別紙のとおり						
効 果	○受益者負担の均一化による不公平感の解消 ○利用実態・住民ニーズに応じた生活交通手段の確保						
資 料	○生活交通確保体制の整備検討資料						

改革の視点

顧客志向	○利用者負担の公平性の確保 ○納税者視点での効率的な生活交通手段の確保
成果志向	
マネジメント	

生活交通確保体制の整備検討資料

平成18年 2 月

1. 現状

(1) 市内には、民間の路線バスと、地域内完結の生活交通バス等がある。

(2) 補助金及び委託料（平成16年度実績）

民間路線バス 72,459千円
生活交通バス 82,167千円 計 154,626千円

医療タクシー 3,074千円（庄原）
患者輸送車 7,100千円（口和・比和）
つなぎ輸送 5,165千円（西城）
（自宅付近～バス停まで）
スクールバス 119,615千円（比和を除く地域）

参考 生活交通バスの状況

地域名	種別	開始日	路線数	料金等	行政負担 （18年度概算額）
庄原	市街地循環バス （備北交通）	15年 3 月	2 路線（毎日）	100円均一	補助金 10,400千円
	地域生活バス （備北交通）	15年 7 月	1 路線（月～土） 8 路線（週 1～3 日）	100～300円	補助金 10,906千円
西城	第 3 種生活交通バス （西城交通）	8 年 4 月	5 路線（月～土） 1 路線（週 2 日）	150～400円 7,359千円県補助	補助金 23,411千円
東城	市街地循環バス （備北交通）	18年 3 月	1 路線（月～金）	100円均一	補助金 6,191千円
	地域生活バス （備北交通・中国バス）	18年 3 月	1 路線（月～金） 10路線（週 2 日）	100～400円	補助金 12,362千円
口和	地域生活バス （口和タクシー）	17年 3 月	5 路線（週 1 日）	200円均一	補助金 6,000千円
高野	生活福祉バス （高野交通）	15年 4 月	4 路線（月～土）	無料	委託料 6,000千円
比和	市営巡回バス （比和観光）	15年 4 月	7 路線（月～土）	100～200円 1,300千円料金	委託料 25,080千円
総領	生活福祉バス （里山総領）	8 年 1 月	3 路線（月～金） 1 路線（週 2 日）	無料	委託料 7,631千円
					107,981千円

(3) 合併協議における確認事項

生活交通関係の各事業は、当面、現行のとおりとし、新市においてサービスの均一化に努めるとともに、住民ニーズに応じた生活交通関係事業の整備を行ない、バス運行の充実を図る。
バス交通対策事業補助は、内容を調整・統一する。

2．課題等

- (1) 生活交通バスには、運行形態（毎日と週○日） 料金体系（無料と有料）などに差異がある。
- (2) 運行を維持するために、多額の行政負担を要している。
- (3) 利用者と経費のバランスを考慮するとき、必ずしも効率的な運行となっていない場合がある。
- (4) 児童・生徒や高齢者をはじめ、車を運転できない市民の生活交通手段を確保する必要がある。

3．調整方針（案）

次の視点をもって、生活交通計画（仮称）を策定する。

- (1) 地域内完結の生活交通バス等について、受益者負担の均一を図るため料金等を統一して有料化し、利用者を限定しない方向で調整する。
計画（案）・・・平成18年10月から、距離別料金により統一する。（100円～500円の間で設定）
- (2) 利用促進に向け、営業努力が期待できる運行形態及び地域協力等を検討する。
- (3) 利用実態、住民ニーズ等を踏まえ、路線・ダイヤの見直しを行う。なお、利用が極めて低い路線については、定期的バス運行という形態にとらわれず、デマンドタクシー（乗合）へ転換する。
- (4) 地域内完結の生活交通バス等について、要望等に応じて連絡できる路線・運行時間を検討する。

行政経営改革審議項目個表

所管課 全課

項 目	4 事務事業の見直し
内 容	(7)委託料の適正化
現状概要	○委託料（施設管理及び恒常的な業務）の取扱いについては、合併時に、見直しが図られていない。 ○平成17年度予算における委託料の状況・・・別紙のとおり
課題概要	○多額の委託料経費を要している。 ○調整が図られていない事業や、委託基準等の統一化が図られていないものがある。
方針(案)	○別紙のとおり
効 果	○行政経費の節減
資 料	

改革の視点

顧客志向	○納税者視点での市民満足の向上
成果志向	○成果志向の視点で事業見直しを図る。
マネジメント	

委託料の適正化検討資料

平成18年 2 月

1．平成17年度予算における委託料の状況（延べ1,234件、一般会計＋特別会計）

単位：千円

項目	委託料	備 考
行政財産の管理	56,525	庁舎等
公の施設管理	910,251	
普通財産管理	1,218	
高齢者等福祉事業	137,423	
障害者福祉事業	14,318	
保健事業	153,836	
交通対策事業	129,755	福祉バス・スクールバス等
測量設計	481,861	
その他	1,324,142	除雪・機械機器点検等
計	3,209,329	

2．対応方針（案）

次の視点をもって事務事業の総点検及び見直しを行い、経費の節減に努める。

- (1) 「事業ありき」「業者ありき」ではなく、事業継続の適否、他の委託先についても検討する。
- (2) 同様・同種、同一の委託先で、複数の課が委託している経常的な事業については、一括契約等を検討する。
- (3) 職員の技術・能力の向上に努めるとともに、職員対応の可否、委託経費との比較検討等を行う。
- (4) 公の施設の管理については、委託基準を統一する。（指定管理者制度の導入において、一部、整理済み。）

行政経営改革審議項目個表

所管課 全課

項 目	4 事務事業の見直し
内 容	(9)事務手続（補助金申請等）の簡素化（委員からの提起）
現状概要	○市民が行う申請等のおもな事務手続きは、次のとおり 補助金等の交付申請（庄原市補助金交付規則（別紙）及び同規則に準拠した個別交付要綱） 施設の使用申請（施設管理条例の施行規則） サービス事業の利用申請（事業実施要綱） 事業実施者としての報告書等の提出 その他の申請
課題概要	○補助金申請等に際して、添付書類、提出書類が多い。 ○補助金は、公金交付という性格上、申請資格・交付要件等を正確に把握する必要があり、押印の省略についても現状では、困難である。
方針(案)	○早急に所管課において申請手続き、処理及び提出書類等の状況を再点検し、課題整理を行うとともに、随時、簡素化・改善を図る。 ○改善の例 定期的に交付する補助金等については、住所氏名等の記入は担当課で行い、押印のみの申請を可とする方法等を検討する。 添付書類は、必要最小限に留めるとともに、担当者の確認や写しで対応を検討する。 申請の関係様式を見直し、提出書類の枚数を抑えることに等に留意する。 押印の省略について検討する。
効 果	○住民負担の軽減によるサービスの向上
資 料	庄原市補助金交付規則

改革の視点

顧客志向	○申請者である市民の事務手続きの簡素化
成果志向	
マネジメント	

○庄原市補助金交付規則

平成17年3月31日

規則第46号

（趣旨）

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2の規定に基づく補助金の執行に適正を期するため、法令及び条例並びにこれらに基づく規則に特別の定めのあるもののほか、補助金の交付に関し基本的な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 補助金 本市が交付する補助金、交付金、利子補給金及び助成金をいう。
- （2） 補助事業 補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。
- （3） 補助事業者 補助金の交付を受けて補助事業を実施する者をいう。

（補助金の区分）

第3条 この規則における補助金の区分は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 運営補助金 行事その他団体の運営に必要な経費に充てる目的で交付する補助金
- （2） 事業補助金 施設を設置し、又は機具を購入する等の事業の経費に充てる目的で交付する補助金

（補助事業及び補助金の額）

第4条 補助事業の種類及び補助金の額は、市長がその都度定めるものとする。

（交付申請の手続）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に定める書類のうち、必要がないと認める書類は、その添付を省略させることができる。

（交付決定）

第6条 市長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付が適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金

の額を決定し、交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、前項に定める通知書に指示又は条件を付することができる。

（事情変更による決定の取消し等）

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたものについて、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した指示若しくは条件を変更することができる。

- （1）天災その他補助金の交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- （2）補助事業者が補助事業を遂行するための必要な土地その他の手段を使用することができなくなったとき。
- （3）補助事業者が補助事業に要する経費のうち、補助金によって賄われる部分以外の部分を負担することができなくなったとき。
- （4）前3号以外の理由により補助事業を遂行することができなくなったとき。

（補助事業の遂行）

第8条 補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに付された指示又は条件に基づき、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

（届出の義務）

第9条 事業補助金の交付決定を受けた者は、事業着手と同時に着手届（様式第3号）を、完成と同時に完成届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認めるものについては、この限りではない。

（事業計画の変更等）

第10条 補助事業者は、当該事業計画を変更しようとするときは、計画変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が認める軽微な変更の場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項に定める申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更が適当と認めたときは、これを承認し、計画変更承認通知書（様式第6号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止等（廃止）申請書（様式第7号）により市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業が予定の期限内に完了しないとき、又はその遂行が困難とな

ったときは、市長に報告し、その指示を受けなければならない。

（随時検査等）

第11条 市長は、補助事業者に補助事業を適切に行わせるため、随時、帳簿、書類等の提出を求め、又は指定する職員に必要な検査及び指示をさせることができる。

（実績報告書等の提出）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（中止又は廃止の承認を受けたときを含む。）は、実績報告書（様式第8号）に収支決算書その他市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。ただし、軽易な報償費的性格のもの等、市長がその必要がないと認めるものについては、事業完成の確認をもってこれを省略することができる。

2 前項に定める書類の提出期限は、事務又は事業完了の日から30日を経過した日又は補助金交付決定の通知を受けた日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日とする。

（補助金の額の確定等）

第13条 市長は、前条の規定により実績報告書が提出された場合において、当該補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、交付確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（交付時期）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとし、その交付時期は、おおむね次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長の定める時期に補助金の全部又は一部を交付することができる。

（1）運営補助金

ア 団体の運営等に必要な経費にあっては、交付を決定した年度の年度末

イ 団体の行事援助等の経費にあっては、当該行事等の執行後

（2）事業補助金にあっては、当該事業が申請内容で完成したことの確認後

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、[請求書](#)（様式第10号）により市長に請求しなければならない。

（備付帳簿等）

第15条 補助事業者は、事業の実施に関する事業記録簿、金銭出納簿等の必要な帳簿を備付け、証拠書類とともに整備しておかなければならない。

2 前項に定める帳簿等の保存期間は、別に特別の定めがない限り、補助事業の完了した

日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金をその目的以外に使用したとき。
- （3） 第6条第2項に規定する指示又は条件に違反したとき。
- （4） 第9条に規定する届出又は第12条に規定する報告を怠ったとき。
- （5） 第11条に規定する随時検査を拒んだとき。
- （6） 補助事業の経費の支出額が、計画額に比して著しく減少したとき。
- （7） 補助事業を中止し、又は事業遂行の見込みがないとき。
- （8） 補助事業の実施について、不正の行為があったとき。
- （9） 次条に規定する市長の承認を受けずに財産を処分したとき。

（財産処分の制限）

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で次の各号のいずれかに該当するものを補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、市長の承認を受けなければならない。

- （1） 不動産及びその従物
- （2） 機械及び重要な器具で、市長が指定するもの
- （3） その他補助金の交付を達成するために特に必要があると認め市長が指定する財産

2 前項の規定は、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過したときは、適用しない。

（交付手続の特例）

第18条 市長は、別に定めるところにより、この規則の規定による手続の一部を併合して補助金を交付することができる。

（補則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の庄原市補助金交付規則(昭和47年庄原市規則第10号)、西城町補助金交付規程(昭和33年西城町規程第2号)、補助金等の交付に関する規則(昭和59年東城町規則第9号)、口和町補助金交付規則(昭和53年口和町規則第11号)、高野町補助金交付規則(昭和46年高野町規則第7号)、比和町補助金等交付規程(昭和43年比和町規程第3号)又は総領町補助金等交付規則(昭和49年総領町規則第8号)(以下「合併前の規則」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに、合併前の規則の規定により交付決定を行った補助金については、なお合併前の規則の例による。

様式(省略)

行政経営改革審議項目個表

所管課 財政課

項 目	5 財政健全化及び財源確保
内 容	(1)財政健全化の推進（国の助言項目） （財政計画、公債費負担適正化計画の策定）
現状概要	○16年度決算 経常収支比率 99.8% 地方債残高(一般会計) 551億円 （市民1人当たり1,256千円） 基金残高 26.4億円 （財政調整8.92、減債0.85、庁舎6、公共施設9.85、土地開発0.48、その他0.3億円） ○17年度予算編成の取り組み 職員数の削減等 64人（792人→728人） 給料、報酬等の見直し 一般職4～6.5%削減 特別職9.7～15.1%削減 議員6%削減 補助金削減 原則15%削減 投資的経費の削減 新市建設計画に基づく計画的な実施 維持管理費等経常経費の削減 財政調整基金の取り崩し 4.9億円 前年度繰越金の計上 1.6億円 ○「財政計画」は、建設計画（実施計画）の事業実施を前提に作成 ○「公債費負担適正化計画」は、17～23年度の7年間で、起債制限比率を12.9%に抑える内容で作成
課題概要	○三位一体改革に伴う地方交付税、国庫補助金の削減、及び市税の伸び悩み等により、財源の確保が困難な状況にある。 ○経常経費の負担増、歳入の減少に伴い「財政計画」の見直しが必要となっている。 ○「公債費負担適正化計画」に基づき、起債発行の抑制等に努め、計画的な財政運営を行う必要がある。
方針(案)	別紙のとおり
効 果	○適正かつ計画的な財政運営
資 料	財政健全化検討資料

改革の視点

顧客志向	○納税者である市民の満足度を向上させる財政運営
成果志向	
マネジメント	

財政健全化検討資料

1. 対応方針（案）

- (1) 歳入の増、歳出の減に努め、財政の健全化を推進する。
- (2) 次の視点をもって平成18年度に「財政計画」の見直しを行う。なお、経常収支比率の目標を設定（90%～85%）した場合の、歳入と歳出の乖離を明らかにする中で、長期的展望を踏まえた状況を市民に公表し、理解を得る。

事務事業の抜本的見直し

職員削減による人件費の見直し

民間委託の推進などによる施設維持費等の見直し

補助金の整理合理化

内部事務経費の見直し

適正な受益者負担への見直し

廃止を含めた公の施設の総点検

- (3) 公債費適正化計画に基づく、実施計画と整合した計画的な起債発行（発行額の抑制）、繰上償還の実施、交付税措置のある有利な起債の選択。

参考 財政の状況

財政力指数（市町村財政概況より）

	旧庄原市	旧西城町	旧東城町	旧口和町	旧高野町	旧比和町	旧総領町	県平均
平7年	0.372	0.151	0.287	0.116	0.108	0.107	0.104	0.588
平12年	0.350	0.151	0.270	0.114	0.108	0.113	0.105	0.536
平15年	0.377	0.176	0.303	0.138	0.123	0.138	0.117	0.572

* 新庄原市 平16年 0.253

* 県平均は、広島市を除く加重平均。

* 財政力指数は、財政力を示す指標で、地方税等の自主財源が多いほど1に近くなり、財源に余裕がある状況となります。

経常収支比率（市町村財政概況より）

単位：％

	旧庄原市	旧西城町	旧東城町	旧口和町	旧高野町	旧比和町	旧総領町	県平均
平7年	84.2	83.2	77.9	84.0	76.7	74.4	76.3	82.0
平12年	86.7	80.6	81.8	89.3	89.0	79.9	81.2	82.7
平15年	96.6	92.5	86.7	97.2	92.7	89.9	86.9	87.3

* 新庄原市 平16年 99.8%

* 県平均は、広島市を除く加重平均

* 経常収支比率は、経常一般財源における人件費・公債費（借金の返済）等の義務的経費の割合で、この数値が高くなるほど弾力性に乏しい財政状況となります。

單位：%

	旧庄原市	旧西城町	旧東城町	旧口和町	旧高野町	旧比和町	旧総領町	県平均
平 7 年	17.8	20.3	21.1	21.8	20.0	31.7	23.1	18.1
平12年	20.2	21.6	19.1	24.6	29.6	18.7	24.8	19.1
平15年	22.4	25.0	22.4	22.8	26.6	21.8	23.6	19.0

* 新庄原市 平16年 21.8%

* 県平均は、広島市を除く加重平均

* 公債費負担比率は、一般財源における公債費（借金の返済）の割合です。一般的に15%を超えると警戒、20%を超えると危険な状況とされています。

単位：百万円

	旧庄原市	旧西城町	旧東城町	旧口和町	旧高野町	旧比和町	旧総領町	全 体
平 7 年	12,264	5,482	6,938	3,525	2,988	2,919	3,353	37,469
平12年	14,625	6,159	8,205	3,179	5,157	3,790	3,995	45,110
平15年	15,752	6,508	9,296	3,530	5,094	4,891	4,169	49,240
平16年								53,523

単位：百万円

	旧庄原市	旧西城町	旧東城町	旧口和町	旧高野町	旧比和町	旧総領町	全 体
平 7 年	2,087	350	1,028	140	150	135	139	4,029
平12年	2,004	369	989	139	142	125	111	3,879
平15年	1,954	348	941	140	142	121	101	3,747
平16年								3,751

単位：百万円

[illegible]

行政経営改革審議項目個表

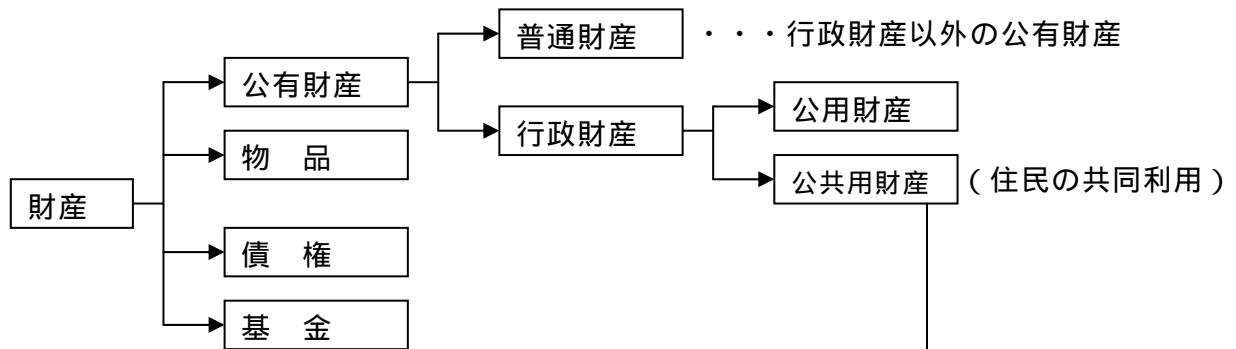
所管課 財政課

項 目	5 財政健全化及び財源確保
内 容	(4)未利用財産の活用
現状概要	○市有財産の中で、未利用状態の普通財産が存在する。 ○（今後、見込まれるものを含め）休所・休校の保育所・小中学校が存在する。 ○市が所有する物品、機械器具、工芸品等の売却の可能性については、検討していない。
課題概要	○利活用の方向が明確でない未利用財産及び校舎等の市有財産があり、維持管理経費を要するものもある。 ○国庫補助金を活用して整備した学校等は、一定期間が経過しなければ、処分・転用ができない。 ○合併前の市史など、完売に至っていない図書類を所有している。
方針(案)	○普通財産、休所・休校となる保育所・小中学校の跡地活用について、その可能性を計画的に調査・検討する ○設置目的が効果的に果たされていない公の施設（利用実態、経費等から一定の基準を定め判断する）も対象として、売却、貸付、交換等を含めた利活用を検討する。 ○合併前の市史・町史など、完売に至っていない図書類について、一定のストックを確保した上で、販売促進に努める。 ○市が所有する物品、機械器具、工芸品等について、売却の可能性、売却処分を検討する。
効 果	○維持管理費の削減 ○売却、貸付による自主財源の確保
資 料	市の財産分類について 普通財産の状況 普通財産への移管が見込まれる学校等

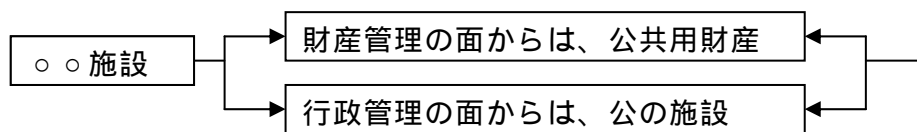
改革の視点

顧客志向	○市民ニーズに沿った財産の有効利用を図る。
成果志向	○売却・貸付等による、自主財源の確保、維持管理経費の削減。
マネジメント	

市の財産分類について



2. 「公の施設」の判断



(1) 「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいう。

住民の利用に供するための施設であるか。

・・・試験研究所などは、公の施設ではない。

当該地方公共団体の住民の利用に供するための施設であるか。

・・・一部の観光ホテルなどは、公の施設ではない。

住民の福祉を増進する目的の施設であるか。

・・・競輪場や競馬場は、財政上の必要施設であり、公の施設ではない。

地方公共団体が設ける施設であるか。

・・・借り上げ財産や物品をもって公の施設とすることも可能。

(2) 「公の施設」かどうかは、設置目的・住民の利用関係などを考慮して、実態に応じて判断する。

■ 解説（地方財務実務提要・市町村事務要覧ほか）

(1) 公の施設とされないもの

試験研究所、競輪場・競馬場、留置場

観光ホテル、物品陳列所

官公庁舎、救護院

病院内に設置する職員のための保育所

保育士・指導員の宿舍

地方公共団体が補助金を交付し、地域が建設した「地区集会所」

学校の児童・生徒の給食のみを行う給食センター

普通財産の状況（平成16年度末）

単位；m²

	旧庄原市	旧西城町	旧東城町	旧口和町	旧高野町	旧比和町	旧総領町	全体
宅地	16,512	16,734	10,082	21,167	807	2,983	20,274	88,559
所有山林	510,303	387,372	459,588	3,245,450		2,558,815	117,310	7,278,838
分収山林	738,293	3,165,161	745,951	181,980	4,877,060		1,697,600	11,406,045
その他	152,468	14,658	29,189	5,966	12,275	6,620	10,355	231,531
合計	1,417,576	3,583,925	1,244,810	3,454,563	4,890,142	2,568,418	1,845,539	19,004,973

* 普通財産の貸付収入として、平成18年度17,000千円の見込み。

普通財産への移管が見込まれる学校等

地域	学校	保育所	備考
庄原 (7)	高南小学校	実留保育所	
	本小学校	板橋保育所	
	上谷小学校		
	実留小学校		
	水後小学校		
	田川小学校		
西城 (8)	大屋小学校	美古登保育所	
	大戸小学校		
	熊野小学校		
	油木小学校		
	三坂小学校		
	西城小学校山家季節分校		
	小鳥原小学校		
東城 (10)	千鳥小学校	帝釈保育所	
	菅竹小学校		
	戸宇小学校		
	久代小学校		
	始終小学校		
	八幡中学校		
	内堀小学校		
	帝釈小学校		
	小奴可中学校		
口和 (3)	竹地谷小学校	金田保育所	
		竹地谷保育所	
高野 (1)		湯川保育所	
比和 (3)	森脇小学校		
	古頃小学校		
	三河内小学校		
計	26	7	

総計

33

行政経営改革審議項目個表

所管課 企画課

項 目	6 行政評価の推進
内 容	(1)行政評価システムの構築
現状概要	○ 基本的な方針、システム等は定めていない。 ○ 毎年度、決算資料として「主要施策の成果」を作成し、事業内容・事業費等の実績を整理している。
課題概要	○ 現在は、結果に基づく実績整理のみであり、成果視点での評価となっていない。 厳しい財政状況や多様化する住民ニーズに対応するため、事務事業の抜本的な見直し、評価に基づく行財政運営の改善・改革が求められている。
方針(案)	別紙のとおり
効 果	○ 限られた行政資源（人・金・物・時間）の効果的・効率的な活用を図る。
資 料	○ 行政システム検討資料

改革の視点

顧客志向	○ 行政の透明性を高め、説明責任を果たす。 ○ 「市民（納税者）の立場」で、事業の選択、手法等の見直しを行う。
成果志向	○ 「何をどれだけしたか」ではなく「どれだけの成果（市民満足）が得られたか、得られるのか」を検証する。
マネジメント	○ 行政と市民の役割を明確に示し、実践することで協働のまちづくりを推進する。

1．行政経営改革の取組方針

危機的な財政状況、地方分権社会（自己決定・自己責任・補完性の原則）に対応し、効率的かつ効果的な行政運営及び自治体経営を推進するため、新しい公共経営（NPM）の視点をもって、「庄原市行政経営改革大綱」を策定する。

2．大綱策定の視点

行政運営・公共部門に民間企業の経営管理手法を幅広く導入し、新しい公共経営の推進を図る。

(1) 顧客志向の推進

住民は行政の顧客と捉え、顧客の志向を組織全体で実現する。

(2) 成果志向への転換

何を達成し、どのような成果・効果が得られたのか。また得られるのかを明確にする。

(3) マネージメント発想の導入

公共サービスの提供を誰が担当するか、どの方法で行なうか等に関し、優れた外部資源を活用するなど、現状で最適な手法を導入した行政経営を行う。

3．行政評価とは？

行政評価とは、行政の政策、施策、事務事業を科学的な分析や経営管理手法を駆使して、有効性、効率性、経済性などの視点で評価し、継続的な改善・改革を図る仕組みを意味している。

一般企業の成果は「利潤」であり、行政の成果は“株主”“顧客”である市民の「満足」であるが、現状は、成果よりも「どれだけの金額で、どれだけの量の事業をしたか」が重視されている。

行政評価は、自治体経営のあり方を成果志向に転換する手段であり、今回の行政経営改革で取り組むべき“基本的事項”と位置付けられる。

4．行政評価による効果

(1) 効率性、有効性、経済性の向上

他の自治体、民間とのサービス水準の比較、公と民の役割分担や民間委託等とのコスト比較を明らかにすることで、効率性、有効性、経済性の向上を図る。

(2) 説明責任の実践と市民との対話促進

評価結果を公表することで行政の透明性を高め、説明責任を果たすとともに、市民と行政のコミュニケーション手段として活用する。

(3) 行財政改革の推進

従来の「Plan（計画）→Do（実施）」から「PDCA（Plan-Do-Check（評価）-Action（改善・改革）」のマネジメントサイクルへ転換することで、限られた行政資源（人・物・金・時間）の効果的・効率的な活用を図る。

(4) 職員の能力向上と活用

事業の必要性、効果、コストなどを意識して企画・運営を行うことにより、職員の意識改革、政策形成能力などを高める。

5. 基本方針（案）

(1) 本市に適した行政評価システムを調査・研究し、行政評価実行計画（仮称）を策定する。

実行計画策定に当たっての留意事項

導入目的の明確化及び共有化

職員の意識改革、目的意識の醸成、事業目的・手段の明確化、行政活動の転換、説明責任の確保など

評価対象の検討（どの段階までを対象とするか。）

事務事業評価、施策評価、政策評価

実施主体の検討（誰が評価を行うか。）

内部評価、外部評価

評価時点の検討（いつの時点で評価を行うか。）

事前評価、事中評価、事後評価

(2) 行政評価システムは、段階的に導入するものとし、当面、評価の視点を踏まえた事務事業の抜本的見直しを行う。

抜本的な事務事業見直しの視点

原点に立ち返り、「行政が行うことがあたりまえ」ではなく、「行政がしなければならないことか？」から再検証する。

行政（国・県・市）がしなければならないこと。行政でなければできないこと。（全部又は一部を含め）民間（企業・団体・地域・個人）でできること。民間が行うことが効果的・効率的なこと。等を選別し、役割の明確化を図る。

事務事業ごとに、要する経費（人件費換算を含む。）及び受益者負担等を算定し、コストを明らかにする。

事務事業ごとに、法的根拠等を明らかにする。

（「（行政が）しなければならない。」か「することができる。」か）

(3) 主要施策の成果

平成17年度の「主要施策の成果」については、評価の視点をもって実績及び課題整理を行う。

参考

地方自治法（抜粋）

第 1 条の 2 地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。

第 2 条

2 普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。

3 市町村は、基礎的な地方公共団体として、第 5 項において都道府県が処理するものとされているものを除き、一般的に、前項の事務を処理するものとする。

・
・

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

行政経営改革審議項目個表

所管課 全課

項 目	7 民間委託の推進 9 市民との協働
内 容	(1)事務事業（施設管理等を除く。）の民間委託（国の助言項目） (5)民間企業（団体を含む）等の活用による効果的な行政運営の推進
現状概要	○ 民間委託の事務・事業及び委託先等については、合併に際して詳細な検討・見直しを行っている。 ○ 公の施設の管理については、指定管理者制度の導入において実施、検討を行っている。
課題概要	○ 給与計算等の定型的業務、運転業務、給食調理業務等を含めた事務事業の全般について、民間委託の調査・検討が必要 ○ 合併直後にあっては、職員の余剰があるため、委託としない方が効率的な場合もある。 ○ 住民協働の視点をもった行政と市民の役割分担が明確になっていない。
方針(案)	○ 事務事業の総点検を行うとともに、委託事業の選定、効果額、委託先の選定基準等を含めた基本方針を定める。 ○ 委託事業は、原則として、職員削減の目標数の前倒し、若しくは目標数以上の削減が期待できる場合に導入する。 ○ 給食調理業務については、民間委託への移行を基本とし、調理員の採用は行わない。 ○ 協働の視点で、行政と民間企業・地域・団体等の役割分担の最適化を実践する。
効 果	○ 職員削減による経費の節減 ○ 同コストの場合の市民サービスの向上
資 料	

改革の視点

顧客志向	○ 納税者視点での市民満足度の向上
成果志向	
マネジメント	○ 協働のまちづくりの推進

行政経営改革審議項目個表

所管課 情報推進課

項 目	9 市民との協働
内 容	(1)情報公開と情報提供の推進
現状概要	○情報公開 ・情報公開条例の制定済み ・市民に公開・提供すべき情報は、条例等で定めたものを除き、所管課で判断している。 ○情報提供の手法 ・広報紙「広報しょうばら」の発行 月1回（編集会議の開催） ・回覧文書の発行 月2回 ・ホームページの開設 ・オフトーク通信（西城・東城）、防災行政無線（口和・高野・比和・総領）での放送 ・誰もが利用できるパソコンの公共施設への設置（地域イントラ キオスク端末） ・マスコミ（新聞・テレビ）の活用（18年度から市長の定例記者会見を予定） 参考 市内のパソコン・インターネット接続の状況 23.4%（市民アンケート（1,823回収）に基づく推計値）
課題概要	○情報公開 ・公開・提供すべき情報の基準や手法が定められておらず、職員・所管課の判断で実施。 ・新市の一体感の醸成、協働のまちづくりを推進するためには、市民へ情報を公開・提供し、情報を共有する必要がある。 ○情報提供 ・ホームページは、各担当課で作成しており、内容等の統一性に欠けている。 ・庄原地域にあっては、各戸への放送施設を有していない。
方針(案)	○積極的に公開・提供すべき情報の基準及び手法を検討する。 （例 重要施策・計画等の決定経過及び結果等） ○情報の公開・提供に関する職員意識の醸成を図る。 ○市民との情報共有を推進するため、わかりやすく積極的な情報提供に努める。 ○市民からの情報提供や意見聴取の機会を設定し、発信する情報内容の充実を図る。 ○平成17年度に地域情報化計画（環境の整備計画）を策定し、18年度以降、提供する情報の検討・整理を行う。
効 果	○情報共有化による、協働のまちづくりの推進 ○正しい情報を、すみやかに発信することによる市民サービスの向上
資 料	

改革の視点

顧客志向	
成果志向	○行政運営の透明性の確保
マネジメント	○市民との協働によるまちづくりの推進

行政経営改革審議項目個表

所管課 西城市民病院

項 目	8 公社・第三セクター等の見直し
内 容	(1)西城市民病院の健全経営 (2)公社・第三セクターの運営の見直し（国の助言項目）
現状概要	○西城市民病院 ・第4次病院事業経営健全化計画（H7～H11）による不良債務の解消 ・中期経営健全化計画（H12～H16）により収支の均衡を図り、新たな不良債務は発生していない。 ○公社・第三セクター ・合併協議に基づき、新市に引き継いでいる。 ・平成18年2月1日現在の状況 公社 2 第三セクター 15
課題概要	○西城市民病院 ・医師不足（医師臨床研修制度の影響）及び看護師、医療技術者（作業療法士、理学療法士）の確保が困難で、外来・入院の対応ができず事業収入が低下している。 ・一般会計繰入金等による経営支援を要している。 ・職員の経営意識の向上 ・診療報酬の減額改訂による影響 ○第三セクター ・一部にあっては、活動の低下、経営の悪化等を生じている。
方針(案)	別紙のとおり
効 果	○西城市民病院 ・経営改善によって基盤の安定を図り、地域医療の確立と地域包括ケアを推進する。 ○公社・第三セクター ・出資団体の効果的・効率的運営
資 料	検討資料

改革の視点

顧客志向	○顧客満足の視点でのサービスの向上
成果志向	
マネジメント	

西城市民病院の健全経営、公社・第三セクターの運営の見直し検討資料

平成18年 2 月

1．西城市民病院

(1) 運営形態

西城市民病院は、地方公営企業という形態で運営されています。

「地方公営企業」とは、都道府県や市町村などの地方公共団体が、地域住民の福祉の増進を目的として、事業を経営する企業体のことをいいます。

主として、その経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充て、病院に関しては、地方公営企業法の財務規定の適用を受けます。

会計手法は、発生主義に基づく会計処理、複式簿記等の企業会計で処理されます。

(2) 経営状況（平成16年度）

業務の状況

区 分	単位	平成 16 年度	平成 15 年度	対前年度比較	
				増 減	増減率(%)
病 床 数	床	144	144	0	0.0
入院・外来延患者数	人	103,398	110,735	7,337	6.6
入院延患者数	年間	45,805	47,217	1,412	3.0
	1 日平均	125.5	129.0	3.5	2.7
外来延患者数	年間	57,593	63,518	5,925	9.3
	1 日平均	237.0	257.2	20.2	7.8
病床利用率(入院延患者数/年延病床数)	%	87.1	87.8	0.6	0.7
平均在院日数(一般病床)	日	29.7	33.2	3.5	10.5
平均通院回数	回	18.6	19.3	0.7	3.6
職 員 数	人	135	147	12	8.2
(上記職員数のうち医師数)	人	8	9	1	11.1

注) 職員数は各年度末の数値で、常時雇用職員数である。

収益的収支の状況

収入

単位：円、％

区 分	予算現額	決 算 額		予算現額対決算額(税込)	
		税 込	税 抜	増 減	収入率
医業収益	1,568,597,000	1,530,599,152	1,524,971,931	37,997,848	97.6
入院診療収入	778,386,000	763,667,867	761,745,602	14,718,133	98.1
外来診療収入	584,783,000	561,772,929	560,887,532	23,010,071	96.1
その他の診療収入	205,428,000	205,158,356	202,338,797	269,644	99.9
医業外収益	165,550,000	166,898,710	165,917,266	1,348,710	100.8
受取利息配当金	50,000	458	458	49,542	0.9
他会計補助金	28,907,000	28,906,084	28,906,084	916	100.0
他会計負担金	108,827,000	110,038,381	110,038,381	1,211,381	101.1
国庫支出金	4,811,000	4,811,000	4,811,000	0	100.0
県支出金	1,528,000	1,135,000	1,135,000	393,000	74.3
診療外収益	8,758,000	6,580,427	6,267,085	2,177,573	75.1
雑収益	12,669,000	15,427,360	14,759,258	2,758,360	121.8
特別利益	22,843,000	22,842,188	22,842,188	812	100.0
特別利益	22,843,000	22,842,188	22,842,188	812	100.0
合 計	1,756,990,000	1,720,340,050	1,713,731,385	36,649,950	97.9

支出

単位：円、％

区 分	予算現額	決 算 額		予算現額対決算額(税込)	
		税 込	税 抜	増 減	収入率
医業費用	1,697,795,000	1,674,062,529	1,659,847,898	23,732,471	98.6
給与費	887,918,000	877,287,038	876,925,255	10,630,962	98.8
材料費	369,146,000	368,503,773	366,591,691	642,227	99.8
経費	378,415,000	366,757,482	354,998,401	11,657,518	96.9
減価償却費	56,794,000	56,962,541	56,962,541	168,541	100.3
資産減耗費	2,000	136,250	136,250	134,250	6,812.5
研究研修費	5,520,000	4,415,445	4,233,760	1,104,555	80.0
医業外費用	59,195,000	53,402,840	53,402,840	1,990,960	90.2
支払利息及び企業債 取扱諸費	21,347,000	20,502,966	20,502,966	844,034	96.0
繰延勘定償却	4,648,000	4,949,439	4,949,439	301,439	106.5
雑支出	32,000,000	27,950,435	27,950,435	4,049,565	87.3
消費税	1,200,000	3,801,200	0	2,601,200	316.8
合 計	1,756,990,000	1,727,465,369	1,713,250,738	25,723,431	98.3

経営成績比較表

単位：円、%

区 分	1 6 年度	1 5 年度	前年度比較	
			増 減	伸び率
医業収益 A	1,524,971,931	1,598,211,361	73,239,430	4.6
医業費用 B	1,659,847,898	1,696,046,578	36,198,680	2.1
医業利益(損失) C(A-B)	134,875,967	97,835,217	37,040,750	37.9
医業外収益 D	165,917,266	139,110,409	26,806,857	19.3
医業外費用 E	53,402,840	60,741,491	7,338,651	12.1
医業外利益(損失) F(D-E)	112,514,426	78,368,918	34,145,508	43.6
経常利益(損失) G(C+F)	22,361,541	19,466,299	2,895,242	14.9
特別収益 H	22,842,188	22,069,742	772,446	3.5
総収益 I (A+D+H)	1,713,731,385	1,759,391,512	45,660,127	2.6
総費用 J (B+E)	1,713,250,738	1,756,788,069	43,537,331	2.5
純利益(損失) K(I-J)	480,647	2,603,443	2,122,796	81.5
前年度未処理欠損金 L	699,034,283	701,637,726	2,603,443	0.4
当年度未処理欠損金 M(K+L)	698,553,636	699,034,283	480,647	0.1

(3) 現在の取り組み内容

広大医学部との連携強化

医師・看護師等の募集方法の拡大（インターネットの活用等）

病院分にかかる交付税と繰入基準の明確化

病院機能評価の受診の検討

地方公営企業法の全部適用の検討（市長部局からの分離による職員の意識改革）

遠隔医療の機能充実

地域連携室の設置検討

(4) 対応方針（案）

平成18年度において経営診断を実施し、安定経営に向けた方針、方向性等を明らかにする。

収益の増、コストの縮減及び同コストでのサービス向上に努め、地域の中核医療施設として住民福祉に寄与する。

2. 公社・第三セクター

(1) 地方公社

「地方公社」とは、地方公共団体によって設立され、公益事業を行う特殊法人をいいます。

(2) 第三セクター

「第三セクター」とは、国や地方公共団体（第一セクター）と民間企業（第二セクター）の共同出資によって設立され、公益事業を行う事業体をいいます。

(3) 設立状況（平成18年2月現在）

NO	名 称	資本金			経営状況(平成16年度決算書)				
		資本金(千円)		庄原市 出資比 率(%)	収支損益 (千円)	資産総額 (千円)	負債総額 (千円)	資本総額(千円)	
			うち庄原 市出資額						うち未処 分剰余金
1	(株)グリーンウインズさとやま	100,000	60,000	60.0%	9,416	198,119	42,482	155,637	55,147
2	(株)サンヒルズ庄原	30,000	2,500	8.3%	15,717	192,357	91,642	100,715	20,065
3	庄原市総合サービス(株)	10,000	10,000	100.0%	3,043	32,506	20,900	11,606	1,606
4	(株)ひば西城まちづくり 開発公社	10,000	9,000	90.0%	271	12,389	2,580	9,809	191
5	西城町産業振興開発(株)	326,200	150,000	46.0%	9,796	686,691	369,605	317,086	9,113
6	道後山観光(株)	32,000	1,000	3.1%	11,770	171,238	121,904	49,334	34,636
7	(株)比婆の森	30,000	9,000	30.0%	206	42,533	12,327	30,206	206
8	広島東城愛農食品(株)	22,000	2,000	9.1%	585	41,840	11,129	22,000	3,210
9	(株)ニュー東城	100,000	51,000	51.0%	2,051	126,350	16,629	109,721	9,721
10	(有)東城農林業公社	16,300	10,000	61.3%	468	18,623	1,127	17,496	1,196
11	まちづくり東城(株)	30,000	16,000	53.3%	1,861	27,928	200	27,728	2,272
12	(株)帝釈峡遊覧船	90,000	1,000	1.1%	6,338	98,759	3,266	90,000	1,750
13	福山リサイクル発電(株)	1,600,000	8,000	0.5%	16,118	6,784,723	5,188,672	1,596,051	3,949
14	(株)緑の村	50,000	25,000	50.0%	4,114	72,123	10,408	61,716	7,278
15	(株)里山総領	13,600	10,000	73.5%	6,050	33,225	13,585	19,640	6,040
16	(財)庄原市農林業公社	101,200	100,000	98.8%	340	113,627	2,763	110,864	9,644
17	庄原市土地開発公社	5,000	5,000	100.0%					

(4) 対応方針（案）

経営課題を明らかにする中で、委託事業、公的支援、給与及び役職員数の見直し等に関し、出資比率に応じた対応を図るとともに、個別の改善計画を検討する。

同種、同目的の団体等について、統合を含めた効率化を検討する。

③貸借対照表

平成16年度 西城町国民健康保険病院事業貸借対照表 税抜き
(平成16年4月1日～平成17年3月30日)

資 産 の 部		(単位 円)	負 債 の 部		(単位 円)
1 固 定 資 産			4 固 定 負 債		
(1) 有形固定資産			延 済 健 全 化 債		
イ 土 地			固 定 負 債 合 計		11,617,528
ロ 建 物	1,250,512,522				
ハ 減価償却累計額	289,891,327				
ニ 建 物 付 属 設 備	73,809,709		5 流 動 負 債		
ホ 減価償却累計額	34,296,129		(1) 一 時 借 入 金	110,000,000	
ヘ 構 築 費	22,860,000		(2) 未 払 金	71,589,468	
コ 減価償却累計額	14,775,300		(3) その他流動負債	4,596,834	
カ 機 械 及 び 装 置	179,369,239		流 動 負 債 合 計	186,186,302	
キ 減価償却累計額	101,016,105		負 債 合 計	197,803,830	
ク 重 両 運 搬 具	24,208,600				
ケ 減価償却累計額	10,563,863		6 資 本 金		
コ ト 医 療 用 機 械 器 具	225,370,267		(1) 自 己 資 本 金	1,014,235,163	
チ その他器具備品	159,785,740		(2) 借 入 資 本 金	708,805,399	
リ 減価償却累計額	52,991,266		イ 企 業 借 入 資 本 金 合 計	708,805,399	
ハ 有 形 固 定 資 産 合 計	31,451,484	1,203,779,890	資 本 金 合 計	1,723,040,562	
(2) 無形固定資産					
イ 地 上 権					
ロ 電 話 加 入 権	20,067,000				
無形固定資産合計	63,126	20,130,126			
固 定 資 産 合 計		1,223,910,016			
2 流 動 資 産			7 剰 余 金		
(1) 現 金 預 金	30,005,425		(1) イ 国 庫 補 助 金	290,766,663	
(2) 未 収 金 品	241,845,142		ロ 寄 託 資 本 剰 余 金 合 計	1,638,170	
(3) 貯 蔵 品	5,510,478			292,404,833	
流 動 資 産 合 計		277,362,045	(2) 欠 損 金	698,553,636	
			イ 当 年 度 未 処 理 欠 損 金	698,553,636	
3 繰 延 勘 定			欠 損 金 合 計		
(1) 繰 延 外 債 権 類	7,682,814		剰 余 金 合 計	△ 406,148,803	
(2) 退職給与金	5,740,714		資 本 合 計	1,316,891,759	
繰 延 勘 定 合 計		13,423,528	負 債 資 本 合 計	1,514,695,589	
資 産 合 計		1,514,695,589			

※注3：未払金の内 2,398,200は未払消費税

行政経営改革審議項目個表

所管課 情報推進課（全課）

項 目	9 市民との協働
内 容	(2)意見聴取機会の拡大 (3)施策決定における市民の参画機会の拡大
現状概要	○ 市政懇談会の実施（平成17年度） 庄原 8 箇所 西城 2 箇所 東城 4 箇所 口和 2 箇所 高野 1 箇所 比和 1 箇所 総領 1 箇所 ○ 市長と直接対話する「ふれあい市長室」の実施（平成17年 6 月～） 月 1 回 市長室又は各支所 ○ 職員が直接出向いて施策などを説明する「出前トーク」の実施（平成17年 8 月～） メニュー72項目 ○ 市民参画の審議会・委員会等を設置し、一部は、公募委員を加えている。 ○ 施策・計画等に対する市民意見の反映については、審議会・委員会の設置のほか、個別対応となっており、全庁的なパブリックコメント制度は導入していない。 パブリックコメント制度とは、行政機関が施策立案等を行おうとする際にその案を公表し、広く市民から意見や情報を聴取する機会を設け、提出された意見等を考慮して最終的な意思決定を行う制度をいいます。
課題概要	○ 市民のニーズ、意見等を的確に把握し、施策等に反映させる必要がある。 ○ パブリックコメント制度については、各課での個別対応であり、市としての基本方針等が定められていない。
方針(案)	○ 市民の意見を施策等へ反映するとともに、協働のまちづくりを推進するため、多様な市民参画の機会を設定する。 ・ 基本方針を定めてパブリックコメント制度の導入を図る ・ ワークショップの募集・設置を推進する。 ○ 審議会・委員会を設置する場合は、公募委員・女性委員の積極的な登用を図る。
効 果	○ 協働のまちづくりの推進
資 料	

改革の視点

顧客志向	○ 市民の意見を反映した施策の実施
成果志向	
マネジメント	○ 協働のまちづくりの推進